会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

日医発第 1963 号（保険）
令和８年３月 11 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
今　村　英　仁

「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」
の全部改正について

生活保護の医療扶助における医薬品の使用については、「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和 5 年 3 月 22 日付け日医発第 2365 号（保険））に基づき、重複投与・多剤投与者に対する医薬品の適正使用の取組について、ご案内申し上げてきたところでございます。

今般、「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」における「中間的な整理」（令和 7 年 12 月 17 日取りまとめ）を踏まえ、「「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）」（令 8.3.6　社援発第 3 号　厚生労働省社会・援護局保護局長）（添付資料３）（以下、「改正要領」という。）及び「指定医療機関医療担当規則の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 79 号）（添付資料４）（以下「改正規則」という。）により改正が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

この改正については、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課より都道府県等へ周知が行われておりますので、ご連絡申し上げます。

今回の改正における、医療扶助に係る医療機関の対応は、以下の 2 点となります。

①　【医療機関等における電子処方箋管理サービス・お薬手帳の活用】

当該改正要領により、令和 8 年４月から被保護者については、１冊に限定したお薬手帳の持参を原則とすることとなっています。

医療機関が、受診患者の服薬状況等を確認する際には、お薬手帳（または電子処方箋管理サービスの薬剤情報）を活用いただき、服薬状況等の把握に努めていただきますようお願いいたします。

また、お薬手帳を持参しない患者に対しては、持参の必要性について適宜指導し、改善が見られない場合には、福祉事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

② 【福祉事務所による重複・多剤投与対策】

令和 8 年度より、福祉事務所では「重複・多剤投与者」に対し、薬局へ福祉事務所作成の「薬剤一覧」を持参のうえ、相談するよう指導することとなります。

薬局では、「薬剤一覧」により服薬状況の確認を行ったうえで、薬剤師より必要な助言・指導を行い、状況に応じて処方医に対し、処方内容に関する疑義照会や相談等をお願いすることとなります。

以上のように、医薬品の適正使用の取組においては、専門的な知識・判断が必要であり医療現場のご協力が極めて重要なものとなりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、当取組については、都道府県（地方自治体）の生活保護部局より、都道府県医師会に対し、協力依頼や説明が行われる予定ですので、その際にはご高配賜りますようお願い申し上げます。

［添付資料］

１．「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」の全部改正について（令 8.3.6　事務連絡　厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室）

２．「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」の全部改正について（令 8.3.6　社援保発第 1 号　厚生労働省社会・援護局保護課長）

３．「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）（令 8.3.6　社援発第 3 号　厚生労働省社会・援護局保護局長）

４．「指定医療機関医療担当規則の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 79 号）

５．概要資料